

## 第I部

# コロナショックからの 回復を続ける 世界経済

---

# 第 1 章

## 我が国を巡る 経済情勢と今後の 通商を巡るトレンド

### 第 1 節

コロナショック後の世界経済

### 第 2 節

通商を巡る国際潮流

# 第1章

## 我が国を巡る経済情勢と 今後の通商を巡るトレンド

### 第1節

### コロナショック後の世界経済

#### 1. 世界実質 GDP

2020年は、特異な性質を持つショックが一部の国・地域にとどまらず、全世界に影響を及ぼしたという点で特別な一年であったといえる。

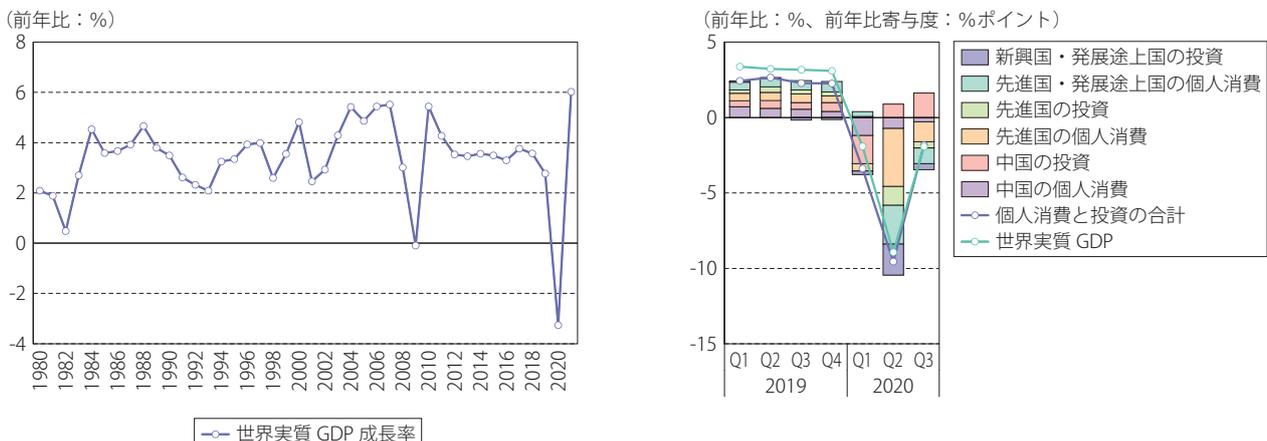
2019年終盤から2020年初頭にかけて一部の国・地域で散見される程度であった新型コロナウイルスは、やがて世界的に感染が拡大し、経済の混乱を引き起こした。2000年代後半に起きた世界金融危機や2010年代前半に起きた欧州債務危機は、経済的な影響が世界的な広まりを見せたという点では、コロナショックに類似しているものの、それらは金融不安が引き起こした需要性ショックであった。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、人の移動や接触・対面型のサービス消費といった需要を抑制すると同時に、従業員が物理的に集合して生産活動を行うなどといった供給活動も抑制するという特異なショックを引き起こした。本

節では、世界経済は新型コロナウイルスの感染拡大にどのように影響を受けたのか、そして以降どのように回復しているのかを観察していく。

国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）が2021年4月に公表した見通しによれば、2020年の世界の実質 GDP 成長率は-3.3%とされ、世界金融危機の影響を受けた2009年の成長率（-0.1%）を大きく下回り、統計が開始された1980年以降でも最低の成長率を記録した。底堅い中国をはじめ例外はあるものの、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が、消費や投資といった幅広い経済活動に負の影響を与えたことが背景にある（第I-1-1-1図）。

一方で、2021年の世界の実質 GDP 成長率は6.0%と1980年以降では最も高く、2020年の落込み幅を取り戻す回復が見込まれている（第I-1-1-2表）。新型

第I-1-1-1図 世界実質 GDP 成長率と消費及び投資の寄与度



備考1：左図は2021年4月版に基づき、右図は2021年1月版に基づいている。

備考2：左図において2021年の数値は予測値。

備考3：右図において「個人消費と投資の合計」と「世界実質 GDP」は前年比であり、その他の項目は前年比寄与度を示している。

資料：IMF「World Economic Outlook」から作成。

第I-1-1-2表 IMFによる実質GDP成長率の国・地域予測

(%)	2020年	2021年	(%)	2020年	2021年
世界	-3.3	6.0 (0.5)			
先進国	-4.7	5.1 (0.8)	新興国・発展途上国	-2.2	6.7 (0.4)
米国	-3.5	6.4 (1.3)	アジア新興国・発展途上国	-1.0	8.6 (0.3)
ドイツ	-4.9	3.6 (0.1)	中国	2.3	8.4 (0.3)
フランス	-8.2	5.8 (0.3)	インド	-8.0	12.5 (1.0)
イタリア	-8.9	4.2 (1.2)	欧州新興国・発展途上国	-2.0	4.4 (0.4)
スペイン	-11.0	6.4 (0.5)	ロシア	-3.1	3.8 (0.8)
日本	-4.8	3.3 (0.2)	南米及びカリブ新興国・発展途上国	-7.0	4.6 (0.5)
英国	-9.9	5.3 (0.8)	ブラジル	-4.1	3.7 (0.1)
カナダ	-5.4	5.0 (1.4)	中東及び中央アジア新興国・発展途上国	-2.9	3.7 (0.7)
その他先進国	-2.1	4.4 (0.8)	サブサハラ地域アフリカ	-1.9	3.4 (0.2)

備考1：2020年は実績値で、2021年の数値は2021年4月版の予測。  
備考2：2021年の予測数値の右側にある括弧内の数値は前回2021年1月版からの修正幅。  
資料：IMF「World Economic Outlook April 2021」から作成。

コロナウイルスのワクチン接種や各国の政策対応が回復に重要な役割を果たし、抑制されていた経済活動がそれらを通じて回復していくとされている。

ただし、2021年の世界経済の回復には跛行性が見られることが特徴的である。具体的には、経済の回復には国・地域ごとの差異があり、IMFの2021年の見通しでは、先進国の実質GDP成長率は5.1%と2020年の落ち込み(-4.7%)を小幅に取り戻す程度と見込まれている一方で、新興国・発展途上国は6.7%と2020年の落ち込み(-2.2%)を大きく取り戻す以上の回復が見込まれている。

さらに、先進国の中でも特に米国が回復を主導することが見込まれているが、その他の先進国の多くは

2020年の落ち込みを取り戻すことができないと見込まれている。後述のとおり、米国の経済回復には、大規模な政策対応に加え、電子商取引の活発化やイノベーションに焦点を当てた企業の設備投資の増加基調が重要な役割を果たしていると考えられる。

また、新興国・発展途上国の中でも、2020年にプラス成長を維持した中国は2021年にも高成長が見込まれている一方で、新型コロナウイルスの感染状況が依然として深刻なアフリカ(サブサハラ地域)や中南米諸国では2021年の回復が鈍いことを見込まれている。中国では、国内の電子商取引規模は2兆ドル近い規模となり<sup>1</sup>、好調な非接触型消費が回復に寄与すると見られる。

## 2. 各国の政府は目的が明確化された財政支援を実施

IMFが見込む2021年の世界経済の回復の前提として、各国の政府が取り組む目的が明確化された財政支援(well-targeted fiscal support)の効果が挙げられる。

上述のとおり、新型コロナウイルスの特徴は、需要側と供給側の両方に対してショックを与えた点である。下記(第I-1-1-3表)は、主な政策分野で導入されている政策例と、各国・地域で実際に導入されている経済対策を一覧にしたものである。新型コロナウイルスのショック特性を踏まえ、家計の消費支出を増加

させるための需要側対策と、企業の投資を回復させるための供給側対策の両方を含め、目的が明確化された財政支援が実施されている。主に需要側対策として用いられている給付金は、低所得世帯や失業者・一時解雇者等を対象としている。また、主に供給側対策として用いられている企業への信用保証も、中小零細企業を含め、新型コロナウイルスの影響が深刻な産業を対象としている。2021年にはこれらの政策効果が経済回復を後押ししていくと見られる。

1 経済産業省(2020)。

第 I-1-1-3 表 政策分野別の政策例と各国・地域の主な経済対策

政策分野	政策例
家計支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計への給付、低利貸付。</li> <li>・失業保険の適用範囲拡大、給付要件緩和、給付期間延長、増額。</li> <li>・育児休暇給付の期間延長。</li> <li>・職業訓練支援。</li> <li>・食品等の現物給付。</li> <li>・旅行、観光、外食の助成金。</li> <li>・資力調査に基づいたベーシックインカム制度の導入。</li> <li>・特定品目の付加価値税率引下げ。</li> <li>・社会保険料、公共料金の支払い猶予。</li> </ul>
企業支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証、資本金拠出、劣後ローン供与、特別貸付。</li> <li>・給付金。</li> <li>・社会保障負担の猶予、減免。</li> <li>・家賃、公共料金の補助、支払い猶予。</li> <li>・各種課税の支払い猶予。</li> <li>・人件費の助成。</li> <li>・法人所得税率の引下げ。</li> <li>・設備投資の即時減価償却。</li> <li>・ベンチャー企業立上げ支援。</li> </ul>
公衆衛生策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス検査の拡充。</li> <li>・医療機器の購入、医療機関の建設、医療従事者への手当増額。</li> <li>・ワクチン開発、確保と接種費用の補助。</li> <li>・食料・医療物資の反価格操作政策。</li> <li>・医療物資販売の中央集権化。</li> </ul>
公共事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ投資。</li> <li>・グリーン技術投資。</li> <li>・デジタル投資。</li> </ul>
中央銀行 その他当局による政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策金利の引下げ。</li> <li>・資金供給の強化。</li> <li>・資産買入政策の導入または拡充。</li> <li>・各国中央銀行間で米ドルスワップラインを設定、拡充。</li> <li>・貸付における債務者区分の規則緩和。</li> <li>・貸倒引当金の積立規則の緩和。</li> <li>・有価証券の時価評価の一時的な停止。</li> <li>・BIS で合意された金融規制（バーゼル III）の導入延期。</li> <li>・ローン、住宅ローン、クレジットカード返済の猶予。</li> </ul>

国	財政政策、金融政策、マクロ経済的金融措置、為替レート対策等
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス診断、ワクチン・医療用機器の購入、医療機関の建設。</li> <li>・低所得世帯への所得移転、社会保障給付、失業保険給付、最低賃金労働者への給付。</li> <li>・社会保障費用の免除、人件費助成、建設関係ローンへの補助金などの企業支援。</li> <li>・支払遅延のある家計に対する公共サービスの維持。</li> <li>・中小零細企業貸出への信用保証。</li> <li>・食品や医療用品の反価格操作政策、医療物資等の困込政策、医療物資販売の中央集権化。</li> <li>・家計と中小企業への貸出に対して預金準備率の引下げ。</li> <li>・中小企業への貸出促進のために銀行の中央銀行債保有を制限。</li> <li>・貸倒引当金要件と債務者区分規則の緩和。</li> <li>・給与税支払遅延のある会社に対して、不渡小切手による銀行口座の閉鎖と与信拒否の猶予。</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療物資への支出拡大。</li> <li>・法人の社会保険料支払猶予及び納税猶予や税還付の迅速化。</li> <li>・労働時間が減少した労働者の所得支援。</li> <li>・零細企業、自営業、低所得家計に対する金融支援。</li> <li>・中小零細企業の家賃及び公共料金の支払い延期。</li> <li>・企業に対する資本拠出。</li> <li>・社会保険料が免除される例外的なボーナス付与の促進。</li> <li>・失業保険期間の延長。</li> <li>・影響が深刻な産業への支援。</li> </ul>
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯への所得支援（現金給付、年金前払、ボルサ・ファミリアの適用家計拡張、低所得労働者のボーナス前払）。</li> <li>・企業及び雇用支援（労働者の所得部分補填と優遇税制、医療物資の輸入関税削減）。</li> <li>・連邦政府から州政府への歳入移転。</li> <li>・公的金融機関による企業と家計へのクレジットラインの拡充（中小零細企業の給与支払や投資を支援）。</li> <li>・政策金利の引下げ。</li> <li>・流動性増加策として金融規制を一時的に緩和、民間社債を担保とする資金供給ファシリティを設定。</li> <li>・小規模金融機関の資本準備要件を変更、中小企業向け貸出の偶発債務に対する引当金の削減を許可。</li> <li>・FRB との米ドルスワップラインを設定。</li> <li>・対米ドルでブラジルレアル安を食い止めるために為替介入を実施。</li> </ul>

国	財政政策、金融政策、マクロ経済的金融措置、為替レート対策等
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査体制整備、ワクチン開発、医療物資供給、感染抑制策、土着民族支援を含む公共衛生策。</li> <li>・賃金補助、病欠制度のない労働者への給付金、売上税額控除と子育て支援の拡充、土着民族支援基金の設立。</li> <li>・課税猶予を含む資金繰り支援策。</li> <li>・新型コロナウイルスからの経済回復方針として "Build Back Better" 戦略を公表。</li> <li>・政策金利を引下げ。</li> <li>・債券買入政策の延長、銀行引受手形の買入ファシリティ設定、ターム物資資金供給オペの適格担保の拡大。</li> <li>・住宅ローン債券の買入政策。</li> <li>・金融機関がカナダ中銀に保有する当座預金残高の目標を引上げ。</li> <li>・他国中央銀行との既存の米ドルスワップラインの強化。</li> <li>・債券買入政策の対象に州債、コマーシャルペーパー、社債を追加。</li> <li>・経済が回復し、インフレ率が目標を持続的に上回るまで政策金利を上げないとのフォワードガイダンスを導入。</li> <li>・資金繰りが逼迫している企業及び農業事業者への融資枠の設定。</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疫病の予防及び抑制に対する支出増額、医療機器の生産。</li> <li>・失業保険の給付加速、税金控除及び社会保障費の軽減。</li> <li>・公共投資の増額。</li> <li>・医療物資及び必需品製造業、中小零細企業、農業セクターに対する資金供給の強化及び貸出金利の引下げ。</li> <li>・各種金融機関に対応した預金準備率の引下げ、金融機関が中央銀行に保有する準備預金の超過準備に対する付利金利の引下げ。</li> <li>・政策金融機関のクレジットラインを拡充。</li> <li>・地方銀行や大手銀行による中小企業向け貸出の促進、中小企業向け貸出の評価システムを設定。</li> <li>・ローン返済期限の延長やオンラインによるローン規模制限の緩和などによる中小企業と家計に対する金融支援策。</li> <li>・不良債権引当金カバー率の緩和。</li> <li>・中小企業向け貸出の資金調達用債券の発行支援、企業の債券発行の支援策。</li> <li>・信用保証の増額。</li> <li>・地方政府による住宅市場政策の緩和。</li> <li>・強化していたクロスボーダー資金調達比率に関する規制を強化前の水準に復元。</li> <li>・非居住者投資家に対する投資量割当てを撤廃し、国内機関投資家に対して新たな投資量割当てを認可。</li> <li>・海外貸出に関する規制を緩和。</li> </ul>
EU/ ユーロ圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州安定メカニズムを通じたクレジットラインの拡大、欧州投資銀行に対する信用保証、労働者保護及び雇用政策のための金融支援。</li> <li>・医療機関、中小企業、労働市場、影響が重大な地域を支援するための公共投資。</li> <li>・欧州連帯基金の適用範囲を公共衛生危機の対応にも適用。</li> <li>・中小企業の資金繰り対策のために欧州共通予算から欧州投資基金へ資金を移転。</li> <li>・債務者に対する返済猶予。</li> <li>・EU加盟国の中でも特に経済的危機に瀕している国へのマクロ経済的金融支援。</li> <li>・欧州財政協定の免責条項の発動。</li> <li>・EU機能に関する条約 (TFEU) に基づいて影響が深刻な産業の企業に対しての支援。</li> <li>・既存の資産買入政策の拡張と延長、新型コロナ対策の新たな資産買入ファシリティ (PEPP) を設定。</li> <li>・資金供給オペの追加実施、長期資金供給オペ (TLTRO III) の金利引下げ、新型コロナ対策として新たな資金供給オペ (PELTRO) 開始。</li> <li>・資金供給オペの適格担保要件の緩和。</li> <li>・新たなレポファンリティを設定し、ユーロを供給するためのスワップラインを強化。</li> <li>・再編された債務に対して一時的に柔軟な引当措置を行うことを指示。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療物資への支出拡大。</li> <li>・法人の社会保険料支払猶予及び納税猶予や税還付の迅速化。</li> <li>・労働時間が減少した労働者の所得支援。</li> <li>・零細企業、自営業、低所得家計に対する金融支援。</li> <li>・中小零細企業の家賃及び公共料金の支払い延期。</li> <li>・企業に対する資本拠出。</li> <li>・社会保険料が免除される例外的なボーナス付与の促進。</li> <li>・失業保険期間の延長。</li> <li>・影響が深刻な産業への支援。</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器、医療機関の受入れ体制拡充、ワクチン開発への支出。</li> <li>・短期労働への補助金の適用拡張、低所得世帯の子育て支援の適用拡張、自営業者のベーシックインカム適用拡張。</li> <li>・小規模事業主と自営業者への給付金、納税猶予、ベンチャー企業立ち上げ支援。</li> <li>・失業保険と育児休暇給付の期間延長。</li> <li>・付加価値税率の時限的な引下げ、地方政府の金融支援、信用保証、グリーン及びデジタル投資促進。</li> <li>・戦略的に重要な企業への公的資金の注入。</li> <li>・消費者金融の返済期限の延長。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品や調理用ガス等の現物支給、低所得世帯への現金給付。</li> <li>・低所得労働者への賃金補助と雇用支援。</li> <li>・医療関連セクターの就業者の保険及び投資促進、新型コロナウイルスのワクチン関連への支出増額。</li> <li>・製造業支援策 (Production Linked Incentive scheme) に含まれる 13 セクターの支援。</li> <li>・農業への金融支援、肥料補助金の増額。</li> <li>・都市部での住宅建築支援。</li> <li>・中小零細企業、ノンバンク、低所得世帯などに対する金融支援。</li> <li>・国債買入政策の開始。</li> <li>・政策金利の引下げ。</li> <li>・長期資金供給オペの開始、預金準備率の引下げ、中央銀行から直接借入額の上限引上げ。</li> <li>・州政府の資金繰りを支援するファシリティの設定、地方銀行、住宅ローン会社、中小企業に対する特別資金供給ファシリティの設定。</li> <li>・中小零細企業と不動産業への貸出に対する資産分類規則の緩和、支払猶予期間にある貸付の資産分類の凍結。</li> <li>・大口の貸付先が債務不履行になった場合の解決協議期間の延長。</li> <li>・企業への無担保貸出、部分保証付き劣後債の中小零細企業への供与、公的金融機関による貸出の部分的な信用保証。</li> <li>・ファンドを通じた中小零細企業への資本注入、非金融機関及び住宅ローン会社の短期債務を購入する特別目的会社の設立。</li> </ul>

国	財政政策、金融政策、マクロ経済的金融措置、為替レート対策等
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの検査と受入態勢を拡充するための医療セクター支援。</li> <li>・低所得世帯に対する既存の社会保障給付の増額等、失業保険給付の拡充。</li> <li>・旅行セクターと個人（所得制限有り）の税額控除。</li> <li>・法人所得税率の引下げ、国有企業に対する資本注入、中小零細企業向の利払い補助、信用保証、債務再編補助。</li> <li>・貸出促進政策として指定の商業銀行に対して資金を供給。</li> <li>・政策金利を引下げ、預金準備率の引下げ。</li> <li>・資金供給オペの満期長期化、週次資金供給オペの規模を拡大。</li> <li>・自動車ローンの頭金最低金額と居住用不動産のLTV比率規制の緩和。</li> <li>・金融機関に対する流動性支援、預金保険機構に対する金融支援。</li> <li>・公共衛生対策の支出を支援するために中央銀行が国債を買入、政府支出の増加に伴う利払い費の増加は中央銀行が補助。</li> <li>・株主総会の事前承認なしで株式買戻しの許可。</li> <li>・銀行の貸付の資産分類に対する規則を緩和、債務再編の手続要件を緩和。</li> <li>・銀行による有価証券の時価評価導入等の金融規制の遵守義務の緩和。</li> </ul>
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共衛生強化と市民保護のための支出。</li> <li>・雇用保護、一時解雇された労働者、自営業者のための政策。</li> <li>・企業の税支払猶予や公共料金の支払猶予。</li> <li>・信用保証など信用供給を支援するための政策。</li> <li>・中小企業と家計向け所得支援。</li> <li>・新規雇用者の社会保障負担の停止。</li> <li>・従業員の解雇の禁止。</li> <li>・家計と中小企業による借入の返済猶予。</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計及び企業への給付金。</li> <li>・税支払及び社会保障費支払の猶予。</li> <li>・公的及び民間金融機関による中小零細企業への無利子の特別融資。</li> <li>・雇用調整助成金の拡充、企業への劣後ローン供与、企業の家賃補助。</li> <li>・企業のデジタル化投資及びグリーン投資への支援。</li> <li>・国債買入の上限額を撤廃し、ETF、J-REIT、社債、コマーシャルペーパーの買入を増額。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペを導入、中小企業の資金繰り支援のための新たな資金供給手段の導入。</li> <li>・米ドル流動性供給のための中央銀行間の協調に参加。</li> <li>・信用保証付貸出のリスクウェイトをゼロにするなど、金融規制を一部緩和。</li> <li>・住宅ローンの元本支払猶予と貸出条件変更による手数料の無料化を金融機関に要請。</li> <li>・金融機能強化法を改正し、公的資金注入の要請期限を延長、適用要件を緩和、注入資金額の上限を引上げ。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療物資への支出拡大。</li> <li>・法人の社会保険料支払猶予及び納税猶予や税還付の迅速化。</li> <li>・労働時間が減少した労働者の所得支援。</li> <li>・零細企業、自営業、低所得家計に対する金融支援。</li> <li>・中小零細企業の家賃及び公共料金の支払い延期。</li> <li>・企業に対する資本拠出。</li> <li>・社会保険料が免除される例外的なボーナス付与の促進。</li> <li>・失業保険期間の延長。</li> <li>・影響が深刻な産業への支援。</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共衛生への支出。</li> <li>・税金および社会保障費の一時的な軽減、低所得世帯などへの現金給付、電気料金の割引。</li> <li>・地方への公共投資。</li> <li>・企業の給与補助、雇用と訓練への助成金、企業向け貸出の信用保証。</li> <li>・従業員による従業員積立基金からの特別引出を許可。</li> <li>・企業のデジタル化を支援。</li> <li>・失業保険給付の要件緩和と給付期間の延長。</li> <li>・新型コロナウイルスのワクチン調達への支出。</li> <li>・政策金利を引下げ。法定準備比率を引下げ。</li> <li>・資金供給ファシリティを増額。</li> <li>・貸出返済猶予と債務再編を支援するため、金融機関による金融規制への順守義務を一時的に緩和。</li> <li>・一定価格以内の資産に対する印紙税の免除、三件目の住宅ローンに対する70%のLTV要件を免除、居住用不動産の売却益税を免除。</li> <li>・特定の場合に当てはまるローン支払の支払猶予制度の設定。</li> <li>・中小企業向け、先端技術産業向け、零細企業向けの特別貸出ファシリティを設定。</li> </ul>
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共衛生への支出。</li> <li>・老齢年金及び障害者年金の支払い前倒し。</li> <li>・付加価値税の還付措置の迅速化。</li> <li>・中小企業や自営業者を含む労働者への貸付。</li> <li>・開発銀行による信用保証。</li> <li>・住宅ローン支払のある労働者に対する3カ月間の失業保険給付。</li> <li>・政府機関労働者に対する低利での個人・住宅用資金貸出。</li> <li>・政策金利を引下げ、預金準備率を引下げ。</li> <li>・資金供給オペの適格担保と参加対象期間を拡大。</li> <li>・中小零細企業と個人への貸出を促進するための特別ファシリティを設定。</li> <li>・適格債券を国債と一時的に交換できる特別ファシリティを設定、社債レポ取引のための特別ファシリティを設定。</li> <li>・FRBとスワップラインを開設。</li> <li>・金融機関がローン支払を猶予できるように一時的に会計基準を変更。</li> <li>・銀行口座開設やローン供与における人物のデジタル認証を促進する措置。</li> <li>・資本保全バッファ等金融規制遵守の一時的な免除。</li> </ul>

国	財政政策、金融政策、マクロ経済的金融措置、為替レート対策等
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯への現金給付。</li> <li>・低所得労働者及び中小零細企業の社会的保護措置。</li> <li>・新型コロナウイルスの検査態勢拡充等の医療セクターへの支出。</li> <li>・中小企業への信用保証及び農業セクター支援。</li> <li>・中小零細企業及び家計への特別貸出及び債務再編。</li> <li>・財政支援の輸送業及び観光業等への拡大と国有銀行への資本注入。</li> <li>・政策金利と預金準備率の引下げ。</li> <li>・国債買入政策の開始。</li> <li>・法令遵守報告、貸倒引当金要件、債券の時価評価等の金融規制の緩和。</li> <li>・中小零細企業向けの貸出を所要準備額として計上すること等を許可。</li> <li>・貸付資産に占める不動産向けの割合の上限規制を引上げ。</li> </ul>
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者の給与を引上げ。</li> <li>・隔離期間にある個人に最低賃金以上を支払う措置、失業保険の給付期間延長、失業保険の最低額及び最高額の引上げ。</li> <li>・子供手当の拡充、補助付住宅ローンの適用拡大。</li> <li>・中小企業及び経済システム上の重要な企業に対しての利払い補助。</li> <li>・中小企業の社会保険料の支払猶予及び減額、家賃支払猶予、賃金補助、信用保証。</li> <li>・中小企業、個人事業主、社会サービスを提供する非政府組織への免税期間を設定。</li> <li>・自営業者への税還付、個人事業主への社会保険料の還付。</li> <li>・企業による失業者の雇用補助。</li> <li>・影響が深刻な産業（航空、空港、自動車等）への補助金、国営銀行等への資本注入。</li> <li>・医療物資及び医療機器の輸入税撤廃。</li> <li>・政策金利を引下げ、長期資金供給への導入。</li> <li>・原油価格の下落や政府による銀行買収のためロシア連邦国民福祉基金の外貨資産を売却。</li> <li>・債務再編を行った企業及び中小企業向け貸出の貸倒引当金要件の緩和。</li> <li>・中小企業向け貸出のための特別ファシリティを設定し、貸出金利を引下げ。</li> <li>・金融機関が保有する有価証券の時価評価の停止。</li> <li>・預金保険料率の引下げ。</li> <li>・システム上重要な金融機関に対して流動性規制の緩和。</li> <li>・中小企業及び個人のローン返済猶予。</li> </ul>
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療物資への支出拡大。</li> <li>・法人の社会保険料支払猶予及び納税猶予や税還付の迅速化。</li> <li>・労働時間が減少した労働者の所得支援。</li> <li>・零細企業、自営業、低所得家計に対する金融支援。</li> <li>・中小零細企業の家賃及び公共料金の支払い延期。</li> <li>・企業に対する資本拠出。</li> <li>・社会保険料が免除される例外的なボーナス付与の促進。</li> <li>・失業保険期間の延長。</li> <li>・影響が深刻な産業への支援。</li> </ul>
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分野の支出増額。</li> <li>・失業保険加入期間の制限なしで一時的解雇者への失業保険の給付、失業保険の適用対象者の拡大、失業保険の給付期間延長。</li> <li>・自営業者への給付金、特別給付を受けている自営業者の社会保障費免除。</li> <li>・新型コロナウイルス感染者と隔離期間にある労働者への疾病手当。</li> <li>・資力調査に基づいた最低所得保障政策。</li> <li>・住宅支援政策、自動車買換え補助金。</li> <li>・観光セクターのデジタル化とイノベーションへの投資。</li> <li>・光熱費関連の社会保障給付の延長。</li> <li>・雇用を維持している企業の社会保障費免除。</li> <li>・医療用マスクに係る付加価値税について時限的に標準税率から軽減税率に変更。</li> <li>・新型コロナウイルス対策に関連する医療品、検査、ワクチンに係る付加価値税について時限的にゼロ税率を適用。</li> <li>・緊急時における医療用品の中央集権化。</li> <li>・企業と自営業者の社会保障費及びその他税の支払猶予。</li> <li>・飲食・宿泊業向けの不動産家賃を下げた土地所有者への優遇税制。</li> <li>・所得税と付加価値税に係る負担軽減措置の拡充。</li> <li>・企業及び個人事業主に対する信用保証、特に環境持続性とデジタル化を促進する投資への信用保証。</li> <li>・戦略的に重要な企業への救済基金、中堅企業向けの資本注入基金の創設。</li> <li>・深刻な影響を受けた家計に対する住宅ローン、家賃、消費者金融の支払猶予。</li> </ul>
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共衛生支出の増額。</li> <li>・アストラゼネカ社とオクスフォード大学の共同開発ワクチンを確保し、国内企業（サイアム・バイオサイエンス）での製造と供給でも合意。</li> <li>・労働者、農業従事者、起業家への給付金。</li> <li>・個人及び企業への低利貸付及び減税措置。</li> <li>・公共料金及び社会保障費の軽減。</li> <li>・旅行者への補助金及び旅行業に属する中小企業に対する低利貸付。</li> <li>・旅行業及びサプライチェーンに関わる中小零細企業への低利貸付。</li> <li>・低所得者用の福祉カード保有者に対して買物補助金を導入。</li> <li>・政策金利を引下げ、金融機関開発基金への拠出率の引下げ。</li> <li>・中小企業向け貸出促進策として金融機関への低利貸付。</li> <li>・中小企業向け貸出の利払補助、信用保証、返済猶予。</li> <li>・金融機関による貸出資産分類の変更凍結と貸倒引当金の積立期限の延長。</li> <li>・個人の借入について、クレジットカード支払の最低月額を引下げ、消費者・自動車・バイク・住宅ローンの支払猶予。</li> <li>・社債流動性安定化基金、ミューチュアルファンド流動性ファシリティを設定。</li> <li>・国債買入政策の開始。</li> </ul>

国	財政政策、金融政策、マクロ経済的金融措置、為替レート対策等
トルコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業及び家計向けの信用保証。</li> <li>・国有銀行による貸付の返済猶予。</li> <li>・企業の納税猶予。</li> <li>・国有銀行への公的資金注入。</li> <li>・労働時間が削減される労働者の賃金一部補助。</li> <li>・付加価値税率の軽減税率適用品目の拡大。</li> <li>・労働者の一時解雇の禁止。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大により政策金利を引下げていたが、インフレ対策のために引上げ。</li> <li>・国債買入政策の開始。</li> <li>・流動性ファンリティの増額。</li> <li>・債務の強制執行と破産手続きの停止。</li> <li>・輸出産業に属する中小企業に対する特別貸出ファシリティの設定。</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療物資への支出拡大。</li> <li>・法人の社会保険料支払猶予及び納税猶予や税還付の迅速化。</li> <li>・労働時間が減少した労働者の所得支援。</li> <li>・零細企業、自営業、低所得家計に対する金融支援。</li> <li>・中小零細企業の家賃及び公共料金の支払い延期。</li> <li>・企業に対する資本抛出。</li> <li>・社会保険料が免除される例外的なボーナス付与の促進。</li> <li>・失業保険期間の延長。</li> <li>・影響が深刻な産業への支援。</li> </ul>
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業保険給付金の上乗せ、給付期間の延長。</li> <li>・家計への現金給付と税還付。</li> <li>・新型コロナウイルスの検査とワクチン開発などの公共衛生対策。</li> <li>・中小企業への信用保証（給与保護プログラムに基づいた貸付）。</li> <li>・教育への補助金、学生ローンの支払猶予。</li> <li>・困窮者に対する食糧供給の安全網対策。</li> <li>・社会保険料の徴収猶予。</li> <li>・住居喪失を回避するための施策。</li> <li>・企業の倒産防止のための支援策。</li> <li>・州・地方政府への財政移転。</li> <li>・政策金利を引下げ。</li> <li>・国債、政府機関債の買入拡充。</li> <li>・他国中銀との米ドルスワップラインの設定及び機能の拡充。</li> <li>・資金供給の強化及び資産買入のための各種特別ファシリティを設定。</li> <li>・貸出債権の分類規則の緩和を含む金融規制の緩和。</li> <li>・政府系金融機関による住宅ローンの支払猶予。</li> </ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値税、企業所得税、個人所得税の納税猶予、及び、土地使用料の支払猶予。</li> <li>・国内生産された自動車の登録税引下げと物品税の支払猶予。</li> <li>・土地使用料の引下げ、企業登録料の削減。</li> <li>・零細企業の法人所得税の引下げ。</li> <li>・社会保障費の支払猶予。</li> <li>・医療機器に対する輸入税免除。</li> <li>・労働者と家計への現金給付。</li> <li>・政策金利を引下げ。</li> <li>・金融機関に対して債務再編、利払の軽減もしくは免除、支払猶予を求める指針を公表。</li> <li>・金融機関に対して指定の優先5分野以外にも家計への与信供与を増加させるよう要請。</li> <li>・金融機関の与信促進策として金融規制の導入を延期。</li> <li>・国有銀行による企業の給与支払を支援する返済免除条項付貸付の実施。</li> <li>・金融機関に対して人件費や営業費の削減と配当計画などの変更を要請。</li> <li>・通貨下落を抑制するための為替介入。</li> </ul>

備考1：2021年4月6日更新版の内容に基づいており、既に終了した時限措置も含まれている。

備考2：金融政策、マクロ経済的金融措置、為替レート対策には中央銀行以外の当局による施策も含まれている。

備考3：各国・地域の政策は「Policy Tracker」の内容を要約したものであり、必ずしも全ての内容は含まれていない。

資料：IMF「Policy Tracker」から作成。

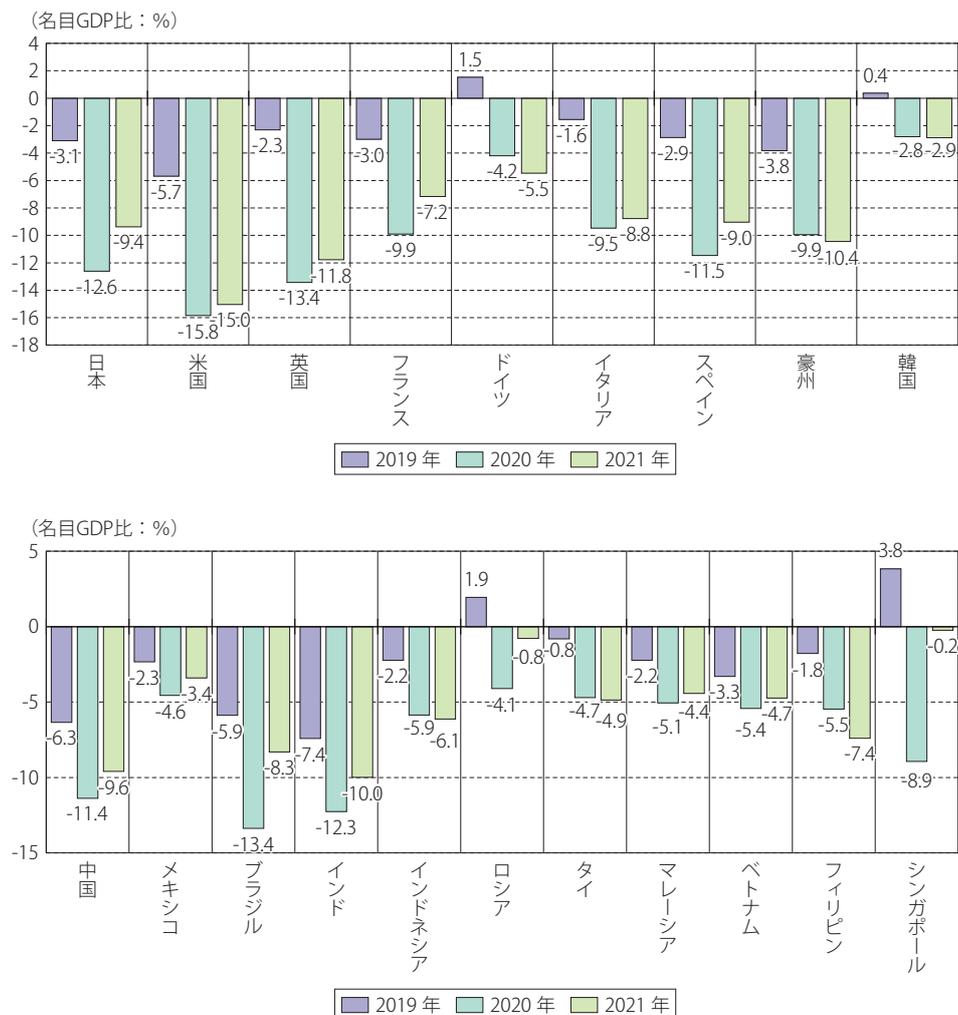
ただし、そうした経済対策には、長期的な影響が伴うことに留意が必要である。具体的には、経済対策の実施のためには、必然的に政府消費支出の大幅な増加を伴い、結果として多くの国で財政赤字が拡大した。下記（第I-1-1-4図）は、一部の先進国と新興国の財政収支の実績と見通しを名目GDP比で示している。それによると、新型コロナウイルス対策のための政策経費として財政赤字が2020年に大幅に拡大し、経済回復が見込まれる2021年にも黒字化しない。こうした財政赤字の大幅な拡大は、新たなショックに対して政策が必要な場合の予算的な制約になり得ることもあり、将来における財政運営の柔軟性に影響を与える。

しかし、新型コロナウイルス感染が依然として世界的に深刻な中で、各国政府がそうした長期的な影響を

踏まえてもなお対策を実施していることは重要である。上述のとおり、家計や失業者・一時解雇者への給付金や中小零細企業向けの信用保証といった経済対策は、新型コロナウイルスによって特に困窮すると考えられる対象が考慮されており、目的が明確な政府消費支出といえる。

例えば、トランプ前大統領の政権下で可決されたコロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act）に含まれるパンデミック失業支援プログラム（Pandemic Unemployment Assistance）によってフリーランス労働者に対しても失業保険の適用が認められることとなった米国では、フリーランス労働者が増加傾向にある<sup>2</sup>。フリーランスの主要なプラットフォームの一つ

第I-1-1-4図 先進国（上図）と新興国（下図）の財政収支

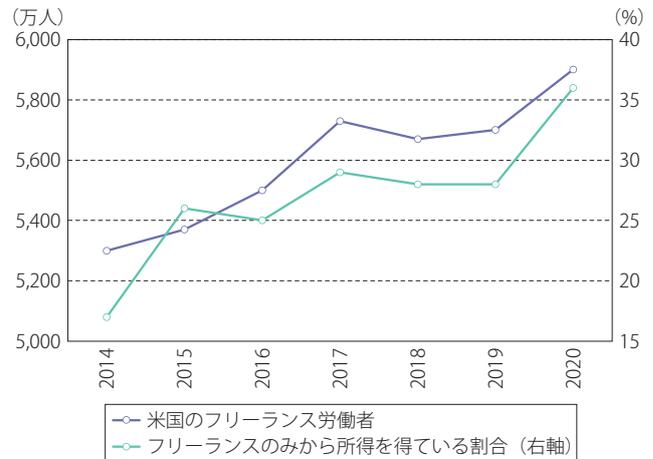


備考1：2021年4月版に基づく。  
備考2：2021年は予測値。  
資料：IMF「World Economic Outlook April 2021」から作成。

2 フリーランスに関する明確な定義は存在しないが、例えば一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会(2018)では「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人」とされている。

である Upwork の調査によると、新型コロナウイルスの感染が深刻化した 2020 年には 5,900 万人と近年に比較してフリーランス労働者数はやや増加した（第 I-1-1-5 図）。同調査は兼業としてのフリーランス労働者とフリーランス労働のみから所得を得ている労働者を対象としているが、最新の調査では全体の 36% が所得をフリーランス労働のみから得ていると回答しており、その割合が増加している。新型コロナウイルスの感染拡大のような大きなショックが再び与えられた場合には、フリーランス労働者は大きな影響を受けやすい。このような弱い立場にある労働者を支援する政策がなければ、再びショックが与えられた際には、米国の雇用基盤自体がぜい弱化してしまう。新型コロナウイルスのような危機下での経済対策は、平時における経済対策とは区別した評価が必要である。

第 I-1-1-5 図  
米国のフリーランス労働者数とそれのみから所得を得ている割合



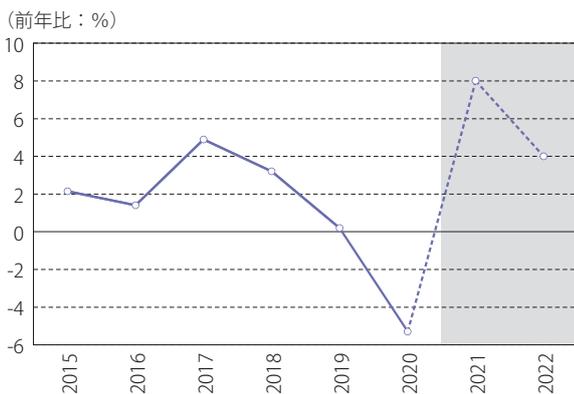
資料：Upwork による調査から作成。

### 3. 世界の貿易・投資の動向

2021 年に世界経済が順調に回復するためには貿易の役割も重要となる。世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) の見通しによれば、2020 年には世界の財貿易量は前年比-5.3%の減少となったが、2021 年には同 8.0%と回復し、また 2022 年にも同 4.0%と順調な増加になることが予測されている（第 I-1-1-6 図）。

自由貿易体制への懸念も広がった。世界経済が新型コロナウイルスの影響を克服していくためには、医療関連品が幅広く行き渡っていくことが重要である。医療分野の輸出制限を導入している国の数が高止まりしていることは、医療という局所的な分野での貿易抑制策が経済回復を阻害する要因となり得ることを示唆している（第 I-1-1-7 図）。

第 I-1-1-6 図 WTO による世界の財貿易量の見通し



備考 1：2021 年 3 月時点での予測。  
備考 2：網掛部分の 2021 年と 2022 年は予測値。  
備考 3：貿易量の前年比は輸出と輸入の前年比の平均。  
資料：WTO から作成。

2020 年には、世界経済の減退に応じて、世界の貿易・投資にも一時的に大きな減少が見られた。特に、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、医療分野においては最大で 70 を超える国が輸出制限を導入し、

第 I-1-1-7 図 医療分野の輸出制限を導入している国数



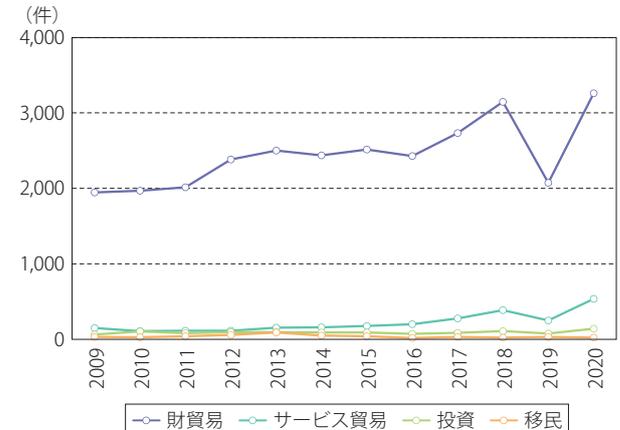
備考：資料のデータは不定期で更新されており、図の作成には 2021 年 5 月時点で公表されているデータを使用。  
資料：Global Trade Alert 「21st Century Tracking of Pandemic-Era Trade and Investment Policies in Food and Medical Products」から作成。

さらに、2021年の世界貿易量を左右する要因として、医療分野に限らない貿易政策にも留意していく必要がある。下記（第I-1-1-8図）は、世界の財、サービス、投資、人の流れに関して、一年間でどれだけの抑制策と促進策が導入されたのかを示したものである。これによると、上述の四項目の中でも、財貿易に関する政策数が特に多いことが分かる。財貿易に関する政策では、輸出補助金、その他の輸出補助政策、関税、緊急貿易保護措置、政府調達に関する保護措置、貿易手続の非自動化、貿易数量規制、価格統制などが導入された場合は抑制策とされ、それらが緩和された場合は促進策とされている（サービス、投資、人の流れについての政策内容は同図の備考を参照）。

下記（第I-1-1-9図）は、発動されている政策の多数を占める財貿易の抑制策と促進策の数とそれぞれの割合を示している。統計が公表されている2009年以降を見ると、全ての期間において抑制策の方が多く、特に近年では自国を優先する動きが強まった2018年に抑制策の導入が増加し、翌2019年は前年より減少したものの、2020年には再び対前年比で増加した。それぞれの政策の割合でみると、自国優先の動きが強まった2018年以降は抑制策の割合が高止まりしている。

また、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大した2020年で輸出抑制策と輸入抑制策の採用政策数の割合を見ると（第I-1-1-10図）、輸出抑制策では補助金以外の抑制策がほとんどを占め、輸入抑制策では補助金と関税で七割近くを占める。医療分野での輸出規制を導入している国数が高止まりしていることと同様に、これらの政策が世界貿易量の回復を阻害する可能

第I-1-1-8図 世界の財貿易、サービス貿易、投資、移民の抑制・促進政策の導入数

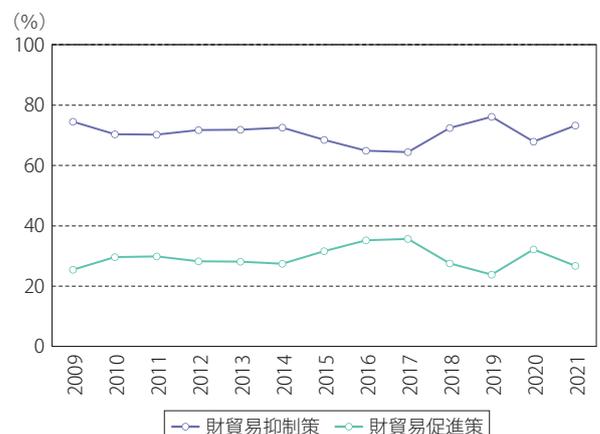
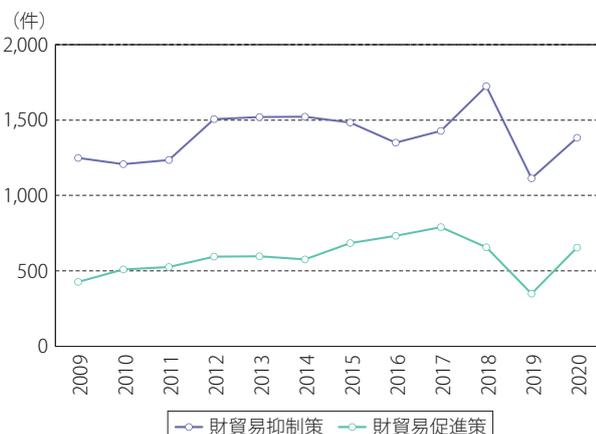


備考1：財貿易については、輸出補助金、その他の輸出補助政策、関税、緊急貿易保護措置、政府調達に関する保護措置、貿易手続の非自動化、貿易数量規制、価格統制などが導入された場合は抑制策とされ、それらが緩和された場合は促進策とされている。  
 備考2：サービス貿易については、輸出補助金、その他の輸出補助政策、サービス貿易投資に関する保護措置、政府調達に関する保護措置、貿易手続の非自動化などが導入された場合は抑制策とされ、それらが緩和された場合は促進策とされている。  
 備考3：投資については、直接投資、資本取引、知的財産投資の規制措置が導入された場合は抑制策とされ、それらが緩和された場合は促進策とされている。  
 備考4：移民については、その規制措置が導入された場合は抑制策とされ、その緩和策が促進策とされている。  
 資料：Global Trade Alert（2021年5月21日アクセス）から作成。

性には注意が必要である。

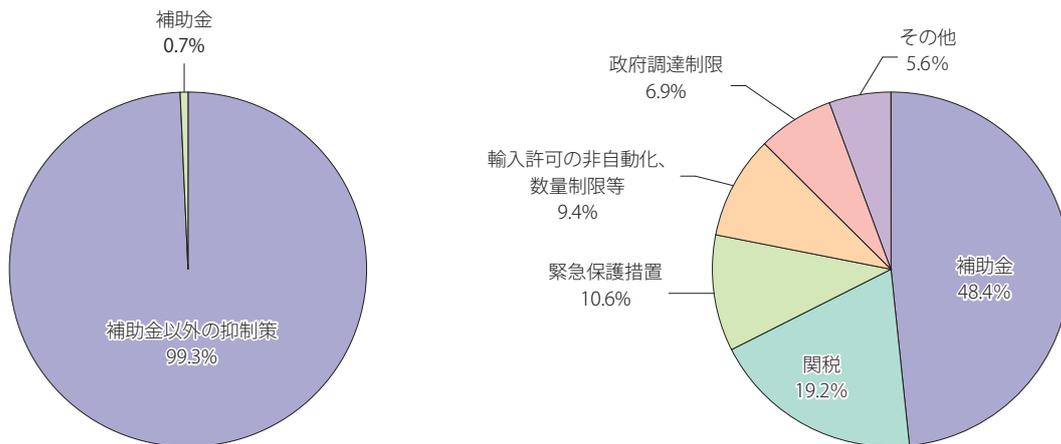
一方で、財貿易全体をみると、輸出数量指数で見た貿易量は2020年後半には回復に転じていることが示されており、財貿易動向を示唆する財貿易バロメータでも当面の貿易量の増加が予測されている（第I-1-1-11図）。財貿易バロメータ（詳細は同図の備考1を参照）は、公表時点から3~4ヵ月程度先の財貿易の動向を示すとされている。2021年5月公表の財貿易

第I-1-1-9図 財貿易に関する抑制・促進政策数とその割合



備考1：財貿易については、輸出補助金、その他の輸出補助政策、関税、緊急貿易保護措置、政府調達に関する保護措置、貿易手続の非自動化、貿易数量規制、価格統制などが導入された場合は抑制策とされ、それらが緩和された場合は促進策とされている。  
 備考2：右図において、2021年は5月時点の統計であり、絶対数として他年と比較できないため割合を示している。  
 資料：Global Trade Alert（2021年5月21日アクセス）から作成。

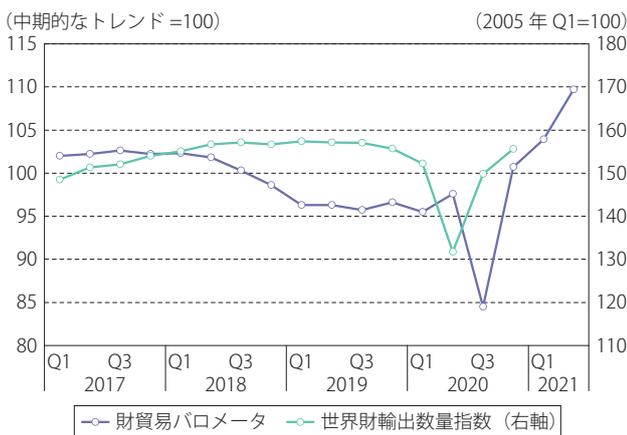
第I-1-1-10図 輸出制限（左図）と輸入制限（右図）に採用されている政策割合（2020年）



資料：Global Trade Alert（2021年5月21日アクセス）から作成。

バロメータは109.7と財貿易が活発化するとされる100を上回っており、当面の財貿易量が増えていくことを示唆している。

第I-1-1-11図 財貿易バロメータと財輸出数量指数



備考1：財貿易バロメータは、IHS Markitが公表する輸出受注、International Air Transport Associationが公表する航空貨物出荷、Institute for Shipping Economics and Logisticsが公表するコンテナ船出荷、各国の統計当局が公表する自動車の生産もしくは売上、Trade Data Monitorと各国統計当局が公表する電子部品の貿易量と農業用資材の貿易量の全てを季節調整した上で指数化し、さらにそれらを合成したものの、100を上回っていれば、実績がHPフィルターを用いて算出される最近のトレンドを上回っていることを意味し、世界の財貿易が活発になりつつあることを示唆。公表月の3-4ヵ月先の貿易状況を示唆するものとされている。

備考2：財貿易バロメータは、2月公表分をQ1、5月公表分をQ2、8月公表分をQ3、11月公表分をQ4としている。

備考3：財貿易バロメータは最新の統計が公表される毎に過去の統計が遡及改定されるが、時系列データが公表されていないため、図は公表当時の数値を用いている。

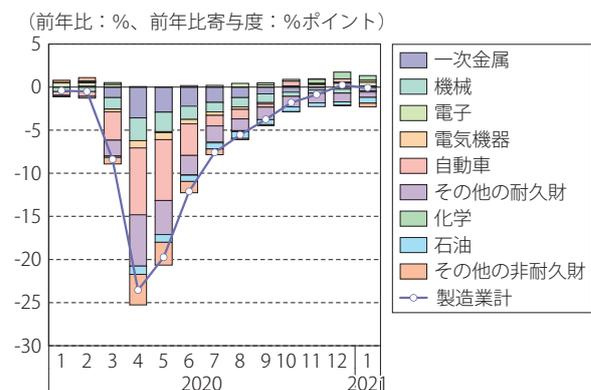
備考4：世界財輸出数量指数は季節調整値。

資料：WTOから作成。

世界の製造業生産の動向からは、医薬品等の生産が足下で持ち直していることが分かる。下記（第I-1-1-12図）は世界の製造業生産の前年比と業種別の前年比寄与度を示している。これによると2021年1月時点で製造業生産への寄与度がプラスであるのは、機械、電子、電気機器、化学である（すなわちこれらの

業種では前年比で生産が増加)。多様な分野で半導体の需要が根強いことや、各国の経済対策として家計への現金給付が広く実施されていることによって、家電製品等の需要が回復したことが、機械、電子、電気機器の生産回復に寄与したと見られる。また、化学には医薬品等が含まれることを踏まえると、その増産はワクチン等を供給するための対応が進展していることが示唆されている。

第I-1-1-12図 世界の製造業生産の前年比と業種別の寄与度



備考1：製造業計は前年比を示し、その他の業種は前年比寄与度を示している。

備考2：中国は含まれていない。

資料：IMF「World Economic Outlook April 2021」から作成。

また、2019年10月中旬から2020年10月中旬までの期間に公表または発動された貿易促進策を見ると、新型コロナウイルスの感染対策と見られる医療用品以外にも、幅広い品目で関税の削減や撤廃が決定されている（第I-1-1-13表）。各国の経済回復によって貿易量が自律的に増加するだけでなく、こうした施策も貿易量の回復に寄与していくと見られる。

第I-1-1-13表 貿易促進政策（2019年10月中旬から2020年10月中旬に公表・発効）

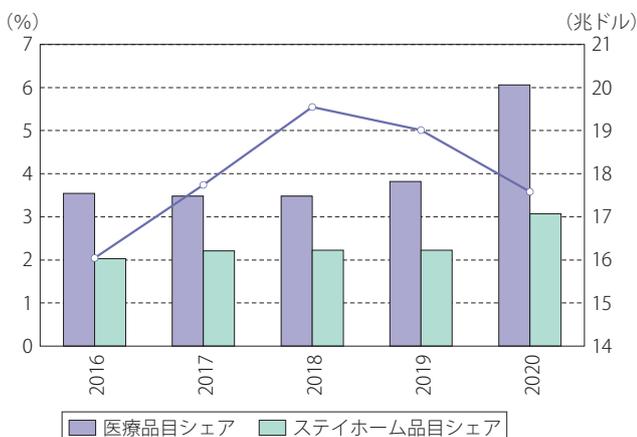
アルゼンチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計目的の原産地証明要求を廃止。</li> <li>・輸出割当て未満の数量で革製品などの輸出税を一時的に撤廃。</li> <li>・非自動手続で輸入許可を求めるリストから石油と瀝青質鉱物から得られる原油を一時的に削除。</li> <li>・輸入割当て未満の数量に限り、以下の品目の関税率を引下げまたは撤廃：ポリアミド6、シリコン、臭気性化合物、エポキシ樹脂、炭素電極、ホップ、特定の医薬製品、特定の医療用機器、特定のワックス及びワックス化合物、分散塗料及び分散塗料化合物、グルテンフリーの調製粉乳、グルテンフリーの食品化合物、特定の乳製品、イブシロンカプロラクタム、乾燥硫酸ナトリウム。</li> <li>・輸出税目リストを改正し、8桁関税品目分類で5,114品目の輸出税を削減。</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で8品目の輸入関税を更に引下げ。</li> </ul>
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入割当て未満の数量に限り、以下の品目の関税引下げまたは撤廃：B型肝炎ワクチン、ジフテリアワクチン、パピローマウイルスワクチン、A型肝炎ワクチン、狂犬病ワクチン、非有機化学製品、貴金属非有機化合物、レアメタル化合物、放射性元素化合物、同位体化合物、有機化合物、プラスチック製品、紙及びボール紙、機械及び機械機器、電気機械及び機器、管状金属針、スキー、サーカス用の動物、発光ダイオード、pフェニレンジアミンとジアミノトルエン及び誘導体と塩基化合物、プラスチック製品、エプシロンカプロラクタム、エチレンジクロライド、ポリエステル強力糸、未加工のアクリルポリマー、ジュート、小麦、特定のヒト用ワクチン、特定のタンカーのセミトレーラー、特定の人工繊維、印刷用インク、ポリカーボネート、印刷用黒インク、ロールされたアルミホイル、医薬製品、亜硫酸ナトリウム、厚さ0.2mm超のアルミ合金加工品、ロールされたアルミホイル、コンタクトレンズ、金属永久磁石、電気回路切替えもしくは保護用の電気器具、チタン酸化物、メチレンフェニルイソシアネート、パラスオイル、臭気性化合物、部分配向ポリエステル繊維、ポリカーボネート、殺虫剤、ポリエステル強力糸、合金前のニッケル、印刷用インク、チタン酸化物を含む顔料及び化合物、特定の非コーティング加工紙及びボール紙、特定のナトリウム、パラキシレン、ポリアミド、合金前のアルミ、特定の医薬製品、特定の変圧器・静電変換器・コイル、特定のワクチン、治療及び予防目的の特定の薬剤、特定の車両、カーボイ、ボトル・フラスコ・類似品、アクリル及びモダクリル、リグニンスルホン酸塩、ニッケル合金シート、特定の医科学用機器、塩化ビニール、米、アルコール度数80%以上の未変性エチルアルコール・エチルアルコール・他の蒸留酒。</li> <li>・メルコスール域外で生産された自動車附属部品の輸入関税率を2%へ引下げ。</li> <li>・特定の物資運搬用船舶の輸入関税の削減。</li> <li>・関税分類品目で資本財と情報通信財に該当する品目の輸入関税の一時的な撤廃。</li> <li>・メルコスールで生産されていない特定の自動車部品の輸入関税を撤廃。</li> <li>・特定の品目に対する輸入許可の非自動的な手続を廃止。</li> </ul>
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国からの自動車及び同附属部品の輸入に対する追加関税の停止措置を延長。</li> <li>・特定の品目に対して暫定関税率を適用し輸入関税を削減。</li> <li>・輸出1,084品目の付加価値税還付率を13%に引上げ、380品目の付加価値税還付率を9%に引上げ。</li> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で176品目の輸入関税を更に引下げ。</li> </ul>
欧州連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で17品目の輸入関税を更に引下げ。</li> </ul>
インド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入関税の引下げ：サラブレッド、硫黄低含量の燃料オイル、マイク特定部品、ポリエステル液体結晶ポリマー、マイクロヒューズベース、か焼コークス、カレンダー仕上プラスチックシート、プラチナおよびパラジウム、使用済み貴金属触媒。</li> <li>・アーモンド、クルミ、オレンジジュース、石灰性の建築石材の社会福祉課徴金の廃止。</li> <li>・社会福祉課徴金の免除リストに加えられる項目の拡張。</li> <li>・特定の医療機器の輸入に対する健康税の免除。</li> <li>・レンズ豆の輸入関税を再引下げ。</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シクロヘキサジメタノール、テトラメチルピペリジン、自動車部品の製造に使用される点火器、アルキルベンゼン、リバーレースの関税を撤廃。</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で84品目の輸入関税を再引下げ。</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未加工パームオイルの輸出税を撤廃。</li> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で19品目の輸入関税を再引下げ。</li> </ul>
メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入割当量未満の粉殻に対する一時的な関税撤廃措置を延長。</li> <li>・特定の電気モーター自動車の輸入関税を一時的に撤廃。</li> </ul>
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォームマットレス及び附属品の輸入関税を撤廃。</li> </ul>
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製品、電気機械及び電気機器などに対する輸入関税を削減。</li> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で50品目の輸入関税を再引下げ。</li> </ul>
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ココア及び特定のココア調整品に対する一時的な関税撤廃措置の延長。</li> <li>・輸入関税の一時的な撤廃：バナジウム、すり身、惜し箔、二酸化及び水酸化バナジウム、光学ガラス用ロッド、テレフタル酸、手持ち工具用品付属品、電気自動車、ポリウレタン及びエポキシ樹脂コーティング剤、特定の貝類及びオキアミ。</li> <li>・一時的な関税撤廃措置につながる「特定LEDランプ」に該当する関税分類項目の設定。</li> </ul>
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術協定（ITA）拡大に基づき、8桁関税品目分類で108品目の輸入関税を更に引下げ（2020年7月1日発効）</li> </ul>
トルコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入関税の撤廃：銑鉄及び特定の鉄合金製品、イヌリン、フラクトオリゴ糖、乳児用調製粉乳用脂質、酵母作成用糖蜜。</li> <li>・2020年1月7日から実施されてきたタマネギとジャガイモの一時的な事前輸出認可制度を廃止。</li> </ul>

備考：時限措置も含まれている。

資料：WTO「Annual overview of trade-related developments 30 November 2020」から作成。

実際に、2020年には世界の輸出金額は減少したものの、新型コロナウイルスの感染拡大によって貿易額が影響を受けた可能性がある医療品目やステイホーム関連の品目に絞って見ると、それらが世界輸出金額に占める割合は増加している（第I-1-1-14図、医療品目とステイホーム品目の詳細は同図の備考2及び3を参照）。医療分野の輸出抑制策を導入している国数が高止まっていることを上述で指摘したが、ここで取り上げた医療品目とステイホーム品目は世界輸出額の下支えになっていることが示されている。

第I-1-1-14図  
世界の財輸出金額と医療品目・ステイホーム品目のシェア



備考1：世界の財輸出金額はWTOによる実績値で、医療品目とステイホーム品目のシェアはUN Comtradeの統計に基づいている。UN Comtradeの統計は2020年分の統計を2021年5月時点で報告している国ベースで集計しており今後の集計次第で変化し得る。

備考2：「医療品目」には以下の品目が含まれている。HS2941：抗生物質、HS3002：免疫産品及びワクチン、HS3003-HS3004：医薬品、HS340111：石鹼等、HS340120：石鹼（その他の形状）、HS340130：石鹼（液状またはクリーム状）、HS340119：ウェットティッシュ、HS340211-HS340219：有機界面活性剤、HS340220：ハンドサニタイザー、HS340290：調整界面活性剤等、HS380894：消毒剤、HS392620：プラスチック製手袋、HS621010：フェルトまたは不織布製衣類、HS630790：その他の繊維製品、HS842139：気体の濾過器及び清浄器、HS900490：保護用めがね等、HS901819：診断用電気機器等、HS901920：酸素吸入器等、HS902000：呼吸用機器、HS902519：温度計及びパイロメーター。

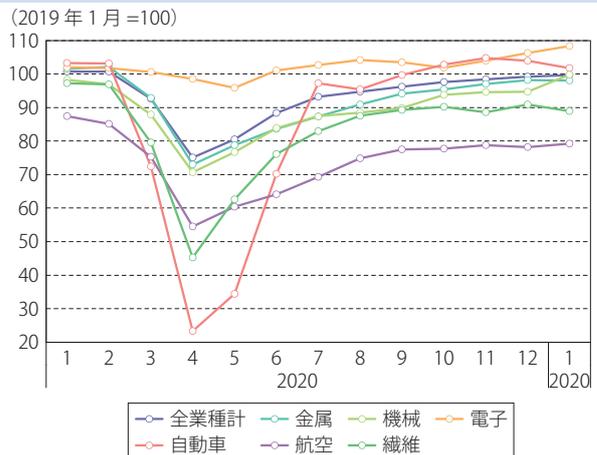
備考3：「ステイホーム品目」には以下の品目が含まれている。HS8471：パソコン等、HS851830：マイク・ヘッドホン・イヤホン、HS852852：パソコン用モニター、HS852862：パソコン用プロジェクター、HS950450：ビデオゲーム用コンソール。

資料：WTO、UN Comtrade から作成。

世界の製造業生産も回復に向かっており、それが企業の設備投資の回復を後押ししていくと考えられる。下記（第I-1-1-15図）は世界の製造業生産の水準を産業別に示したものである。それによると世界の製造業生産は2020年前半に大きく落ち込んだものの、その後は回復に転じ、足下では新型コロナウイルスの感染拡大前の水準を取り戻している。回復が速い業種（電子や自動車）と遅い業種（航空や繊維）があり跛行性

があるものの、各国政府が実施している信用保証等の企業金融支援策や、インフラ・デジタル投資の促進といったマクロ的な経済対策を通じて、企業の生産体制が整備され、企業の設備投資も回復していくと見られる。

第I-1-1-15図 世界の業種別製造業生産



備考1：季節調整値。  
備考2：中国は含まれていない。  
資料：IMF「World Economic Outlook April 2021」から作成。

2020年の財貿易量の減少と同様に、新型コロナウイルスのショックは経済見通しを不透明にし、直接投資にも影響を与えた。具体的には、下記（第I-1-1-16図）は国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development：UNCTAD）が公表している対内直接投資フローであり、それによると2020年の世界の対内直接投資フローは9,200億ドルから1兆800億ドルと2005年以来の低水準になったことが予測されている。

第I-1-1-16図 世界の対内直接投資フロー



備考：2020年の網掛部分は予測値の範囲であるため数値が二つ示されている。  
資料：UNCTAD「World Investment Report 2020」から作成。

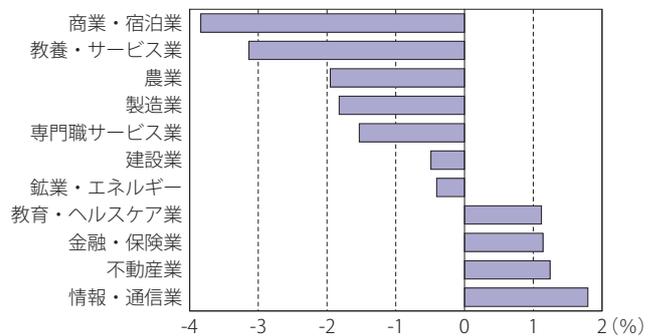
#### 4. 新型コロナウイルスの感染拡大に対する企業の順応

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大した中で、課題となるのは経済社会活動の活発化と感染抑制のバランスを取ることにある。企業景況感を表す代表的な指数である購買担当者指数（Purchasing Manager Index：PMI）を見ると、新型コロナウイルスの感染が世界的に再び深刻化した2020年終盤以降でも、景気判断の境目とされる50を上回って推移している（第I-1-1-17図）。特に景況感が大きく悪化した2020年序盤の感染拡大の初期に比較すると対照的な動きとなっている。企業が新型コロナウイルスの感染が拡大した中でも、新たな経済活動の形を模索し、順応しようとしていることを示唆している。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大が、特に接触・対面型のサービスに対して負の強いということには依然として留意が必要である。具体的には、下記（第I-1-1-18図）は、IMFが集計した2020年における業種別の雇用変化率を示している。IMFの分析によれば、新型コロナウイルスの感染拡大によって、2020年に主に失われた雇用は、自動化によって代替されやすい職種と、人との接触型の職種とされた。同図においても、製造業以外で雇用が減少したのは、商業・宿泊業や教養・サービス業といった接触・対面型サービスが主流の業種となっている。一方で、雇用が増加し

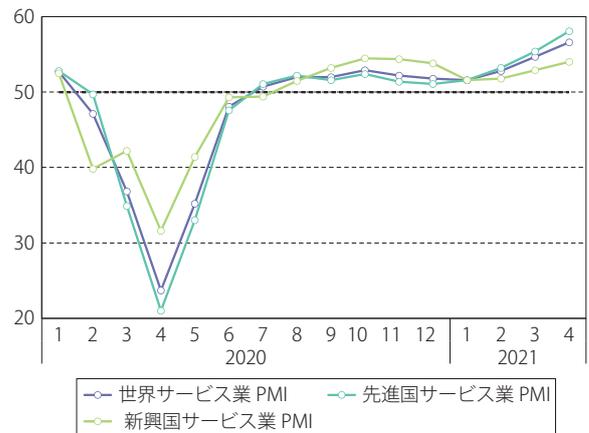
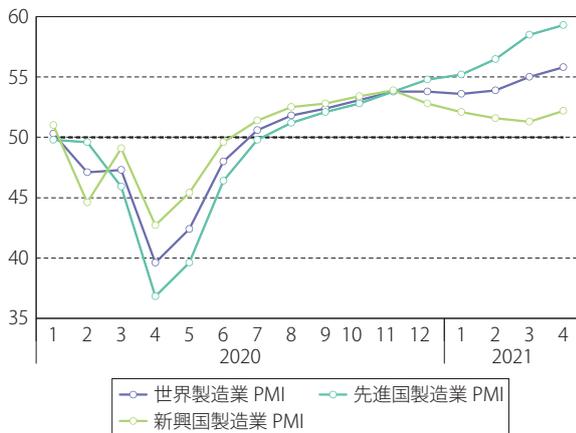
たのは情報・通信業や金融・保険業など非接触型サービスが提供しやすい業種と、不動産や教育・ヘルスケア業といった新型コロナウイルスの感染拡大が特殊な需要（リモートワークの普及による郊外への移住や医療需要等）を喚起したと見られる業種である。このように業種間でも新型コロナウイルスの影響を前提とした経済活動の順応動向には差異があることを認識しておくことは重要である。

第I-1-1-18図 2020年の業種別雇用の変化率



備考：集計に含まれている国は、オーストラリア（ただし第1-2四半期）、オーストラリア、ベルギー、チェコ、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国（ただし第1-3四半期）、米国。  
資料：IMF「World Economic Outlook April 2021」から作成。

第I-1-1-17図 製造業 PMI とサービス業 PMI



備考：季節調整値。  
資料：IHS Markit から作成。